

## 「税法」

TAX LAW/ STEUERRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)

TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA  
UNIVERSITÄT TOKYO

## 納税申告(確定申告 を中心に)

---

---

---

---

---

---

---

---

## はじめに

- 所得税の確定申告の例については、教科書586頁以下および590頁以下を参照(税法Bでも参照する)。
- 確定申告の手続および用紙(様式)については国税庁のサイトも参照。
- 国税電子申告・納税システム(e-Tax)についても国税庁のサイトを参照。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 納税申告とは

- 納税者が、申告納税の租税につき、租税法規の定めるところによって納税申告書を税務行政庁に提出すること[例: 所得税法第120条、法人税法第71条(中間申告)・第74条(確定申告)など、相続税法第27条、消費税法第42条(中間申告)・第45条(確定申告)]。
- 課税標準および税額の申告
- 純損失の金額、欠損金の額の申告
- 納税申告書の定義: 国税通則法第2条第6号

---

---

---

---

---

---

---

---

## 納税申告書の提出先

- ・内国税: 提出の際にその国税の納税地を所轄する税務署長(国税通則法第21条)。
- ・関税、輸入品に係る申告消費税: 所轄の税関長(国税通則法第21条第4項、関税法第7条)。
- ・(都)道府県税: 税務事務所長などの出先機関
- ・市町村税: 市町村長

---

---

---

---

---

---

---

---

## 期限内申告

- ・各個別国税法、地方税法に、それぞれの税について申告期間が定められている(教科書696頁も参照)。=法定申告期限(国税通則法第2条第7号)
- ・期限内申告(同第17条)=法定申告期限内に行われる申告。
- ・期限後申告(同第18条)=法定申告期限後の申告。税務署長による決定(同第25条)がなされるまで申告書の提出が認められる場合がある。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 給与所得者の確定申告(1-1)

確定申告を要しないものとされる給与所得者  
〔所得税法第121条第1項(ただし書きに注意)〕

・次の①を充たし、かつ、②、③または④のいずれかを充たす者

- ① 給与収入が2000万円以下である。
- ② 一の給与等支払者から給与等の支払を受け、その給与等の全部について第183条(源泉徴収義務)または第190条(年末調整)により所得税の徴収をされた、またはされるべき場合で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 給与所得者の確定申告(1-2)

③二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、その給与等の全部について第183条(源泉徴収義務)または第190条(年末調整)により所得税の徴収をされた、またはされるべき場合で、

第195条第1項に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円以下であるとき。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 給与所得者の確定申告(1-3)

④二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、その給与等の全部について第183条(源泉徴収義務)または第190条(年末調整)により所得税の徴収をされた、またはされるべき場合で、

その年分の給与所得に係る給与等の金額が150万円と社会保険料控除など一定の所得控除の金額の額との合計額以下であり、

その年分の給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下であるとき。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 給与所得者の確定申告(2)

・確定申告を要しないものとされる給与所得者であっても、**所得税法第122条**により、**還付等を受けるための申告**を行うことができる。

・例1:株式等の売買益や配当を得たが、源泉徴収された税額が過多であるとき。

・例2:雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けるとき。

・例3:源泉徴収された税額がその年の所得に対する所得税額に比べて多いとき。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 確定申告をしなければならない者(1-1)

・所得税法第120条第1項に従うと、次のようになる。

- ①その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が各種所得控除額の合計額を超える。
- ②総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から、各種所得控除の金額を控除し(順番は第87条第2項に従う)、仮に課税総所得金額、課税退職所得金額または課税山林所得金額を算出する。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 確定申告をしなければならない者(1-2)

③課税総所得金額、課税退職所得金額または課税山林所得金額に税率(第89条)を適用し、所得税額の合計額を算出する。

④所得税額の合計額が、配当控除(税額控除)の額より多ければ、その年の翌年の2月16日から3月15日までにおいて、税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 確定申告をしなければならない者(2)

・個人事業者(事業所得者)、賃貸住宅経営者(不動産所得)、土地・建物等の譲渡による所得のある者(譲渡所得)など。

- ・給与収入が2000万円を超える者
- ・源泉徴収されない給与等を受け取る者
- ・同族会社の法人の役員やその親族であって、その法人から給与所得意外に貸付金利息、地代、家賃などの支払を受ける者(所得税法第121条第1項柱書のたし書き部分)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 準確定申告

- ・相続時などに注意！
- ・納税者が年の途中で死亡した場合⇒相続人が相続の開始があったことを知った日から4か月以内に準確定申告を行わなければならない(所得税法第124条・第125条。納付、還付のいずれもありうる)。
- ・納税者が年の途中で出国した場合⇒原則として納税者本人が、1月1日から出国の日までを1年として確定申告を行わなければならない(所得税法第126条)。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 予定納税(1)

- ・所得税の納税者について、**予定納税基準額が15万円以上である場合**には、第1期および第2期に、それぞれ**予定納税基準額の3分の1に相当する金額の所得税を納付**しなければならない(所得税法第104条第1項)。
- ・(予定納税基準額) = (前年分の課税総所得金額に係る所得税の額) - (前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収をされたまたはされるべきであった所得税の額を控除して得られた金額)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 中間申告(1)

- ・法人税法第71条、消費税法第42条・第43条、地方税法第72条の87により定められる制度。
- ・**法人税の場合**：普通法人の事業年度が6か月を超え、かつ、前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税の額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える場合には、中間申告を行わなければならない(法人税法第71条第1項。同第2項以下、第71条の2以下も参照)。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 中間申告(2)

- ・消費税の場合:事業者は、その課税期間の開始日以後1か月ごとに区分した期間について、その1か月の中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内に中間申告を行わなければならない。
- ・但し、消費税法第42条第1項第1号により計算した金額が400万円以下である場合には、中間申告を行う必要がない。
- ・地方消費税については、地方税法第72条の87も参照。

---

---

---

---

---

---

---

## 予定納税と中間申告との違い

- ・予定納税: 国税通則法第15条第3項第1号により、「納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税」とされる(自動確定方式)。従って、申告の必要がない。但し、減額承認申請が認められる場合がある(所得税法第111条)。
- ・中間申告: 確定申告と同じく、申告納税方式である。従って、納税額の確定のためには申告(そのための計算)が必要である。

---

---

---

---

---

---

---